

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成23年6月30日(木)

社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課／
地域移行・障害児支援室

目 次

＜東日本大震災＞

- 1 東日本大震災への対応について（障害（児）者関係） 1
- 2 特別措置法及び第一次補正予算事業について 3
 - ＜参考資料＞
 - ・ 社会福祉施設等設備災害復旧費に関する Q&A（H23. 6. 30 版） 7
 - ・ 障害者等災害臨時特例補助金の国庫補助について（通知案） 10
 - ・ 障害者自立支援法に基づく障害者（児）への福祉サービスや自立支援医療などの利用について（利用者向けチラシ） 15
 - ・ 東日本大震災に伴う障害福祉サービスの提供等の取扱いについて（事業者向けチラシ） ... 17
- 3 夏期の電力需給対策に伴う適切な介護・障害福祉サービス等の提供について（H23. 6. 21 事務連絡） 19

＜自立支援法・児童福祉法等改正法施行＞

- 4 相談支援の充実等について 26
- 5 障害児支援の強化について 47
- 6 同行援護の実施について 78

＜障害者虐待防止対策＞

- 7 障害者虐待防止の体制整備の推進について 93
- 8 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要 94
 - ＜参考資料＞
 - ・ 平成 23 年度障害者虐待防止対策支援事業等 95

＜その他＞

- 9 新体系サービスへの移行について 99
- 10 平成 22 年障害福祉サービス等処遇状況等調査結果（概要） 102
- 11 介護職員等によるたんの吸引等の実施について 104

＜東日本大震災＞

1 東日本大震災への対応について（障害(児)者関係）

1. 障害者施設入所者等への支援について

（1）障害者施設の被災状況

- 障害福祉施設の 329 施設が被災（岩手 79、宮城 150、福島 100）。

＊ 第 1 次補正予算で、復旧に係る施設整備の国庫補助率を引き上げ（138 億円）

（2）被災地への介護職員等の派遣

- 被災地の要請に基づき、133 人の介護職員等を派遣。

・ 介護職員等派遣調査の結果 2,028 人が派遣可能。

・ 派遣状況（実績） 岩手県へ 13 人（うち活動中 6 人）

宮城県へ 74 人（うち活動中 20 人）

※ 74 人には相談支援事業所への派遣
12 人（うち活動中 7 人）を含む。

福島県へ 46 人（うち活動中 27 人）

※ 46 人には国立施設からの 8 人を含む。

（3）被災障害者の他県での受入れ

- 福島県の 515 人について、他県で受入れ中。

・ 千葉県の鴨川青年の家や群馬県の（独）国立のぞみの園等で受入れ。

・ 受入れ調査の結果 8,946 人（2,800 施設）の受入れが可能。

（4）被災障害者・事業者への配慮

- 障害福祉サービスの利用者負担や入所者の食費・居住費の自己負担を免除。

・ 障害福祉サービス等の利用についてのリーフレットを作成し周知。

・ 計画的避難区域、緊急時避難準備区域における取扱い等を通知。

＊ 第 1 次補正予算で、負担の免除を行う市町村等への財政支援（2.1 億円）

- 被災した障害福祉サービス事業者の概算による請求を可能にするなど配慮。

・ 事業者向けに、サービス提供等の取扱いをまとめた資料を作成し周知。

・ 概算による請求を可能とすることなどを周知。

・ 応急仮設住宅をグループホーム等に係る共同生活住居として活用する場合の人員、設備及び運営に関する基準の弾力的な取扱い等を周知。

2. 在宅の障害者への支援について

（1）避難所等での障害のある方への配慮

- 視覚・聴覚障害者への情報・コミュニケーションの支援等について、周知。

- 発達障害児・者等への具体的な声かけの仕方等について、周知。

- 避難所等における「心の健康を守るためのポイント」を情報提供。

（2）被災障害者の実態把握等について

- 被災者全体については、全国から日々 300 人を超える保健師等が、避難所や在宅にいる高齢者や障害者等を訪問。

- 障害のある方への支援については、自治体職員や保健師、相談支援専門員等が避難所や自宅を巡回し、必要な方は障害福祉サービスにつなげるよう努めている。

＊ 岩手県では「被災地障がい者相談センター」を設置し、安否確認等を実施。

- コミュニケーション面で特に支援が必要な視覚障害、聴覚障害、発達障害等の関係団体が、岩手県、宮城県、福島県に対策本部を設け、現地の自治体と連携を図りながら巡回支援を行い、安否確認や必要な支援につなげる取組を実施。

(3) 視覚障害者

- 宮城県では、自治体・厚労省職員、視覚障害者団体がチームを編成し、安否確認を実施。(被災13市町のうち8市で全員、4市町で手帳保持者の約9割を確認。)

(4) 聴覚障害者

- 全国から手話通訳者等205人が派遣可能となっており、これまで74人を派遣。宮城県へ70人(うち活動中7人)、福島県へ4人(うち活動中0人)
※ 別途、国立リハから1人派遣(3/22~4/28)
- 宮城県、福島県では、聴覚障害者団体が安否確認を実施。
 - ・ 宮城県では750人の安否を確認(無事736人、死亡14人(5/12現在))。
 - ・ 福島県では670人の無事を確認。

(5) 発達障害者

- 4月1日~3日に、専門家チーム(5人。国立障害者リハビリテーションセンター1人含む)が福島県内で巡回。
- 発達障害ネットワーク(JDD)が、4月6日~13日に専門家チーム(6人)を宮城県、福島県に派遣。5月7日~13日に専門家チーム(7人。国リハ1人含む)を岩手県、宮城県へ派遣。

(6) 補聴器・補装具等

- 関係団体の協力により、補聴器約300台、電池約1万パック、修理・点検を無料提供。
- 関係団体により、補装具・日常生活用具の調整・フィッティング、相談等の支援。

3. 「心のケアチーム」の派遣

- 精神科医など4~5名で構成される心のケアチームを派遣。
 - ・ 現在活動中 16チーム(岩手県10、宮城県4、福島県2)
 - 活動準備中 27チーム
- ※ 4月以降は、同一地域で同一都道府県等のチームが継続的に支援することを原則とするよう調整。現時点で43チームを確保。(うち15に児童精神科医)
- 今後は地元医療機関や地域の保健福祉サービスの機能の回復・充実が必要となるため、厚労省職員を被災県に派遣する等により対応を被災県と検討している。

4. 原発関係

- 障害福祉施設、精神科病院について、原発30km内は避難が終了。計画的避難地域についても対応済み。(ただし、身体合併症のため搬送が困難と判断された病院(30km内)の1人は、療養病棟の42人と共に屋内待機継続。)

5. 国立施設での受入れ

- 国リハで、頸髄損傷者3人、視覚障害者4人受入れ(うち3人は退院)。埼玉県医師会の依頼により避難所においてOTによる訓練(エクササイズ)を実施。
伊東センターで、頸髄損傷者1人受入れ(5/28に退所)。
- (独)国立のぞみの園で、被災地の障害者施設の69人を受入れ(再掲)。

2 特別措置法及び第一次補正予算事業について

障害福祉サービスの利用者負担減免等の特別措置

平成 23 年度 補正予算額
120百万円

① 被災した障害者等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担の免除 27百万円

1. 事業概要

障害者自立支援法等における障害福祉サービス等に係る利用者負担については、市町村の判断で、災害その他の事情により、利用者が利用者負担を行うことが困難であると認めた場合には、現行法においてその利用者負担を減免することができる。

障害者自立支援法においては、サービスにかかる費用から利用者負担額を除いた額を、国、市町村、都道府県がそれぞれ負担することになっているが、今回の震災の被害が甚大であることから、特例として、市町村が利用者負担につき災害免除を行った場合は、この利用者負担相当額について、国が財政支援する。

2. 対象となるサービス

平成24年2月(予定)までの間において、被災地の市町村等における障害者自立支援法又は児童福祉法に基づく以下のサービスに係る利用者負担の免除を行った場合

・介護給付費・訓練等給付費 ・補装具費 ・障害児施設給付費

3. 実施主体(補助先)

市町村

4. 補助率

国(10/10)

② 被災した障害者等の施設入所に係る食費等の自己負担額の免除 93百万円

1. 事業概要

平成24年2月(予定)までの間において、被災した障害者支援施設等及び知的障害児施設等の入所者に係る食費及び居住費の自己負担額について、これを免除するための新たな給付を創設し、その給付費相当額について、国がその全額を財政支援する。

2. 実施主体(補助先)

市町村(知的障害児施設などの児童福祉施設については、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市)

3. 補助率

国(10/10)

障害者支援施設等の災害復旧

平成 23 年度 補正予算額

① 障害者支援施設等の復旧に係る施設整備	10,810百万円
----------------------	-----------

1. 事業概要

今回の震災を受け被災した障害者支援施設等の復旧事業について、実地調査を行い被害額を確定した上で、その復旧に要する経費について、国がその一部を財政支援する。

2. 対象となる施設

・障害福祉サービス事業所(療養介護、生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)、障害者支援施設、短期入所事業所、共同生活援助事業所(ケアホーム)、共同生活介護事業所(グループホーム)、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、知的障害者福祉工場、精神障害者社会復帰施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、児童福祉施設(知的障害児施設、重症心身障害児施設等)、重症心身障害児(者)通園事業 等

3. 実施主体(補助先)

都道府県・指定都市・中核市

4. 負担割合

通常:国1/2(都道府県等1/4、設置者1/4)

↓

今回:国2/3(都道府県等1/6、設置者1/6)

※激甚法、東日本大震災特措法、予算措置により、国の負担割合を嵩上げ

(通知)

「東日本大震災により被災した社会福祉施設等の早期復旧について」

(平成 23 年 5 月 6 日事務連絡 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局保護課、福祉基盤課、障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課)

「平成 23 年度第一次補正予算における社会福祉施設等の復旧支援について」

(平成 23 年 5 月 2 日事務連絡 3 部局 5 課連名通知)

「東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について」

(平成 23 年 4 月 26 日雇児発 0426 第2号、社援発 0426 第5号、老発 0426 第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長)

障害者支援施設等の事業復旧に係る災害復旧

平成 23 年度 補正予算額

① 障害者支援施設等の事業復旧にかかる設備整備 2,130百万円

1. 事業概要

被災地における障害福祉サービスを確保するため、今回の震災を受け被災した障害福祉サービス事業者に対し、事業再開に要する経費に関する、国庫補助事業を創設し、復旧支援を行う。

2. 対象となる事業所・施設等

・障害福祉サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）、短期入所、共同生活介護、共同生活援助、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設、知的障害者福祉工場、地域活動支援センター、福祉ホーム、児童福祉施設、心身障害児総合通園センター、重症心身障害児（者）通園事業、障害者相談支援、障害児等療育支援、小規模作業所 等

3. 基準単価の考え方

〔内訳〕

開設準備経費 （備品購入、初度設備、礼金等） @1,000 千円

設備費 （生産設備、介護設備、送迎車両等） @5,000 千円

大規模生産設備（就労訓練施設(工場)が対象） @100,000 千円

4. 実施主体(補助先)

都道府県・指定都市・中核市

5. 補 助 率

定額(10／10相当) ※ただし、旧体系施設の備品購入費にあつては2／3とし、残りの1／3は事業者負担

(通知)

「平成23年度社会福祉施設等設備災害復旧費等事業の実施について」

(平成 23 年 6 月 10 日障発 0610 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

「平成23年度社会福祉施設等設備災害復旧費等の国庫補助について」

(平成 23 年 6 月 10 日厚生労働省発社援 0610 第 9 号厚生労働事務次官)

非常用自家発電装置の設置

平成 23 年度 補正予算額

① 障害者支援施設等における自家発電装置の設置 900百万円

1. 事業概要

障害者施設等には、発汗障害があることから自ら体温調整ができない者や人工呼吸器による呼吸管理が必要な者が入所しているため、長期化する電力の需給調整下における不測の停電等に備え、非常用自家発電機の設置を進めるにあたり、その費用を国が支援するもの。

2. 対象となる施設

生命・身体に重度の危険を伴う重度障害児者が入所する施設

- ・身体障害者療護施設及び身体障害者更生施設、・重症心身障害児施設、
- ・肢体不自由児施設、・知的障害者更生施設

3. 対象地域

東北電力及び東京電力管内

(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、静岡、山梨)

4. 積算の考え方

200施設(※) × @9,000 千円 × 1/2

(※)対象地域における施設数 340施設

このうち、自家発電機を保有していない施設 200施設

5. 実施主体(補助先)

都道府県・指定都市・中核市

(通知)

「平成23年度社会福祉施設等設備災害復旧費等事業の実施について」

(平成 23 年 6 月 10 日障発 0610 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

「平成23年度社会福祉施設等設備災害復旧費等の国庫補助について」

(平成 23 年 6 月 10 日厚生労働省発社援 0610 第 9 号厚生労働事務次官)

社会福祉施設等設備災害復旧費に関するQ & A（H23.6.30版）

問1 本事業の対象となる備品等の範囲如何。

答 本事業は、東日本大震災により損害のあった障害福祉サービスの提供に必要な備品等を補助の対象としており、具体的には、

- 開設準備経費
 - ・ 障害者等支援事務に真に必要な備品
（事務用机・椅子、事務処理用パソコン・プリンター・ファックス（電話）、消耗品（事務用品）等）
- 災害復旧設備費
 - ・ 利用者が使用する備品、設備
（障害者等の居室等で使用する共用テーブル、ソファ、ベッド等）
 - ・ 送迎用車輛
 - ・ 生産設備
- 災害復旧大規模生産設備費
 - ・ 就労訓練施設（工場）における大型設備

問2 事務用備品（60万円）と利用者が使用する設備（150万円）及び送迎用車輛（300万円）が被災した場合の基準額如何。

答 事務用備品であれば、開設準備経費（基準額：100万円）と実際の購入費用額（60万円）と都道府県補助額（60万円）とを比較して低い方の額。この場合の補助額は60万円。

利用者が使用する設備（150万円）及び送迎用車輛（300万円）であれば、災害復旧設備費（基準額：500万円）と実際の購入費用総額（450万円）と都道府県補助額（450万円）とを比較して低い方の額。この場合の補助額は450万円。

従って、最終的な補助額は、各経費ごとに算出された額を足した額（510万円）が国庫補助額となる。

問3 本事業の補助の対象となる経費の範囲如何。

答 本事業は、東日本大震災により損害のあった障害福祉サービスの提供に必要な車両や事務機器等の備品等を、事業再開（継続）のため、再購入等する場合について、補助の対象としている。

例えば、車両2台に損害があった場合、2台分の車両購入費等（車検に要する費用や保険料等も含む。）が基準額（500万円）の範囲内で補助の対象となる。

問4 損害があった車両台数を超える台数の車両購入費等については、補助の対象とならないのか。

答 例えば、送迎車輛について、被災前にマイクロバス1台を有していたが、事業再開（継続）に当たり、小回りのきくミニバンを2台購入した場合等、「復旧」と認められる合理的な範囲内であり、かつ、効率的な障害福祉サービスの提供が期待される場合は、補助の対象として差し支えない。

問5 車両やパソコン等の備品について、購入ではなく賃貸借を検討しているが、レンタルあるいはリース料について補助の対象となるか。

答 平成23年度分の必要経費について対象経費に含まれる。なお、土地及び建物の賃借料及び敷金については補助の対象とならない。

問6 建築物の修繕費等（クラックの修復、壁のクロスやタイルの貼り替え、清掃・消毒等）は本事業の対象となるのか。

答 建築物の修繕等に要する費用については本事業の補助対象とはならないが、「社会福祉施設等災害復旧費補助金」か「障害者自立支援基盤整備事業（基金事業のメニュー）」が該当する場合は、これらを活用されたい。

なお、備品設置に伴い必然的に生じる軽微な工事や、構内LANの敷設等の備品購入と一体的に行われる業務に要する経費は補助の対象となる。

問7 事業再開のために要した、新規職員の雇上げ経費、地域への広報活動等の費用について、補助の対象となるか。

答 本事業は、震災により損害のあった備品等の復旧支援を行うものであり、人件費や事業費は補助の対象とならない。

問8 「被災」の範囲について、全壊・水没から一部損壊など多様であるが、どの程度まで補助対象範囲として想定されているか。

答 本事業は「被災」の程度に関わりなく、震災により、これまで障害福祉サービスの提供に当たって使用していた備品等に損害があれば、補助の対象としている。なお、損害の確認に当たっては、現地確認・調査等は必須としておらず写真等により確認をしていただくこととしている。

問9 3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震以降に発生した余震による被害についても、本事業にいう「被災」に含まれるのか。

答 含まれる。

問 10 東日本大震災の発生日には事業を行っていなかったが、震災発生日以降に事業を開始することが予め明らかであった事業所等が、震災発生日以降にサービスの提供を開始した場合も、補助の対象となるか。

答 例えば、既に指定の申請を行っていた事業所など、事業を開始することが予め明らかであった事業所等も本事業の補助対象に含まれる。

なお、補助の対象となる経費は、予め準備していた車両や事務機器等が東日本大震災により損害を受けた範囲に限られることに留意すること。

問 11 交付額の算定方法について、法人単位で行うこととされているが、具体的な計算方法如何。

答 例えば、次のようなケースの場合、個々の事業所ごとに見ると、A 事業所については、基準額を超過しているが、法人単位で計算すると、基準額内に対象経費の実支出額がおさまっているので、選定額は1,200 万円となる。

	基準額 (ア)	対象経費の実支出額 (イ)	差 (ア－イ)
A 事業所	100 万円	400 万円	+ 300 万円
B 事業所	500 万円	400 万円	△ 100 万円
C 事業所	600 万円	400 万円	△ 200 万円
合計	1,200 万円	1,200 万円	± 0 円

問 12 問 11 の場合において、A 事業所で購入した車両を B 事業所で使用する場合、厚生労働大臣の承認は必要なのか。

答 本事業は、法人単位で補助を行うことから、当該区域内（例えば A 県から補助を受けた場合は、A 県（指定都市・中核市を除く。）内）で障害福祉サービスの提供を目的に使用する範囲において、厚生労働大臣の承認は要しない。

問 13 交付申請の時期はいつか。また、協議の期限が6月末までとなっているが、今後の追加協議は予定しているのか。

答 交付申請については、別に定める日としており、今後の協議の状況を勘案し、改めてお知らせすることとしている。

(案)

厚生労働省発障 第 号
平成 年 月 日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官

障害者等災害臨時特例補助金の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「障害者等災害臨時特例補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととし、平成23年4月1日から適用することとされたので通知する。

(別紙)

障害者等災害臨時特例補助金交付要綱

(通則)

- 1 障害者等災害臨時特例補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害（以下「東日本大震災」という。）により被災した障害児（者）について、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第31条等に基づき市町村等が障害福祉サービス等に係る利用者負担を免除したことによって生じた財政負担等につき、国がこれを補助することにより、障害児（者）が適切に障害福祉サービスの提供を受けられる環境整備を図ることを目的とする。

(定義)

- 3 この交付要綱において、「被災地方公共団体」とは、平成23年5月2日障発0502第1号社会・援護局障害保健福祉部長通知「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴う障害保健福祉関係法律の規定の特例等について」（以下「施行通知」という。）の第1の「特定被災地方公共団体」並びに別に定める都道府県、指定都市、中核市及び市町村をいう。

(交付の対象)

- 4 この補助金は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「震災特別法」という。）に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。
 - (1) 被災地方公共団体が行う障害福祉サービス等に係る利用者負担額免除事業
 - ア 震災特別法第85条に基づいて行う事業（施行通知第4に関する事項）
 - イ 震災特別法第87条に基づいて行う事業（施行通知第6に関する事項）
 - (2) 入所施設における食費等実費負担に係る支給事業
 - ア 震災特別法第86条に基づいて行う事業（施行通知第5に関する事項）
 - イ 震災特別法第88条に基づいて行う事業（施行通知第7に関する事項）

(交付の対象外費用)

- 5 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

東日本大震災により被災した障害者等の負担軽減措置と認められないもの。

(交付額の算定方法)

6 この補助金の交付額は、次により算定された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(1) 4の(1)のア、(2)のアの事業

都道府県、指定都市又は中核市ごとに、年間の免除額及び支給額を合計した額から寄付金その他の収入額を控除した額とする。

(2) 4の(1)のイ、(2)のイの事業

市町村ごとに、年間の免除額及び支給額を合計した額から寄付金その他の収入額を控除した額とする。

(補助金の概算払)

7 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

8 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 4の(1)のア及び(2)のアの事業の間、または4の(1)のイ及び(2)のイの事業の間における費用の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の10%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(申請手続)

9 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事は、別紙様式2-1による申請書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) 市町村長は、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

(3) 都道府県知事は、(2)の申請書を受理したときは、その内容を審査し必要に応じて現地調査等を行い適正と認めたときは、これを取りまとめのうえ都道府県分とあわせて厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(4) 指定都市及び中核市の市長は、別紙様式2-2又は2-3による申請書に関係書類を添えて別途定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

10 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、9に定める申請手続きに従い、別に定める期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

11 厚生労働大臣は、9又は10に定める申請書が到達した日から起算して、原則として2月以内に交付の決定(変更の決定を含む。)を行うものとする。

(実績報告)

12 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式4-1による事業実績報告書に関係書類を添えて翌年度の6月末日まで(8の(3)により中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)に厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(2) 市町村長は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式5による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日まで(8の(3)により中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)に都道府県知事に提出して行わなければならない。

(3) 都道府県知事は、(2)の書類を受理したときは、その内容を審査し必要に応じて現地調査等を行い適正と認めたときは、これを取りまとめのうえ都道府県分とあわせて翌年度の6月末日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(4) 指定都市及び中核市の市長は、別紙様式4-2又は4-3による事業実績報告書に関係書類を添えて翌年度の6月末日まで(8の(3)により中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)に厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

- 13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 14 特別の事情により、6、9、10及び12に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

〔第3版：平成23年6月28日現在〕

しょうがいしゃ じ りつ し えんほう もと しょうがいしゃ じ
障害者自立支援法に基づく障害者(児)への
ふくし じ りつ し えん い りょう りょう
福祉サービスや自立支援医療などの利用について

東日本大震災に伴い、以下のような障害者自立支援法に基づく障害者(児)への福祉サービスや自立支援医療などに関する弾力的措置が行われています。

1 受給者証なしでサービスが受けられます。(これまでサービスを受けられていた方)

- 受給者証の交付を受けていること、氏名、生年月日、居住地を申し出れば、受給者証がなくても事業者からサービスを受けたり、医療機関、薬局で受診や薬の受け取りをすることが可能です。(あわせて受給者証の再交付を市町村に申し出てください。)

2 今まで利用していた以外の事業者から同様のサービスを受けたり、医療機関、薬局でも受診や薬の受け取りをすることが可能です。

3 利用者負担の免除又は支払の猶予を受けられます。

- 事業者や医療機関の窓口でご相談ください。

(1) 災害救助法が適用されている被災地域の住民であり、

(2) 以下に該当する方

- ①住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ②主たる生計維持者が死亡したり、重篤な傷病を負った方
- ③主たる生計維持者が行方不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥福島第1・第2原発の事故に伴い政府の避難指示等の対象となっている方

4 震災後に支給決定の有効期間が切れたとしてもサービスが利用できます。

- 支給決定の有効期間が3月11日～8月30日までに切れる場合は、8月31日まで期限が自動的に延長されます。

5 新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続で受けることができます。

- 通常の支給決定手続をとることができない場合には、ご利用される方からの聞き取りなどで支給決定や支給決定の変更を行うことができます。

※ 上記の取扱いは、地震発生後、被災地域から他の市町村に避難された方も対象となります。

※ 上記の3及び5は、補装具費の取扱いについても同様です。

上記の記載事項を含め福祉サービスや自立支援医療などの利用に関しては、裏面の「お問い合わせ先」にお問い合わせください。

また、その他生活等でお困りの場合は、裏面の「生活等の相談窓口」もごさいますので、ご利用ください。

お問い合わせ先

【岩手県】	岩手県保健福祉部障がい保健福祉課	電話：019-629-5447
【宮城県】	宮城県保健福祉部障害福祉課	電話：022-211-2539
【福島県】	福島県保健福祉部障がい福祉課	電話：024-521-7170
【仙台市】	仙台市健康福祉局障害企画課	電話：022-214-8163
	仙台市健康福祉局障害者支援課（自立支援医療）	電話：022-214-6135
【厚生労働省】	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	電話：03-3595-2528
	精神・障害保健課（自立支援医療）	電話：03-3595-2307

生活等の相談窓口

〔障害児・知的障害・発達障害者関係団体災害対策連絡協議会現地対策本部〕

【岩手県】	電話：090-5351-3780（8:00～20:00）
【宮城県】	電話：090-2909-4066（8:00～20:00）
【福島県】	電話：080-1859-3844（8:00～20:00）

〔発達障害に関する相談先〕 発達障害者支援センター

【岩手県】	電話：019-601-2115（月～金：9:00～17:00）
【宮城県】	電話：022-376-5306（月～木、土：9:00～16:30）
【仙台市】	電話：022-375-0110（月～金：8:30～17:00）
【福島県】	電話：024-951-0352（月～金：8:30～17:00）

〔こころの健康に関する相談先〕

【岩手県】	災害時ストレス健康相談受付窓口 019-629-9617（9:00～17:00）
【宮城県】	こころの健康相談電話（ホットライン）0229-23-3703（6:00～9:00）・ 0229-23-0302（9:00～17:00）・0229-23-3703（17:00～2:00）
【仙台市】	電話相談専用回線「はあとライン」022-265-2229 （月～金：10:00～12:00、13:00～16:00） 夜間電話相談「ナイトライン」022-217-2279（年中無休：18:00～10:00）
【福島県】	こころの健康相談ダイヤル 0570-064-556（月～金：9:00～17:00）

〔目の不自由な方〕

東北関東大震災視覚障害者支援対策本部

【本部】	電話：03-5291-7885（月～金：8:45～17:15）	FAX：03-5291-7886
【岩手県・宮城県・福島県】	電話：090-1704-0437（終日）	FAX：022-219-1642

〔耳の不自由な方〕

東日本大震災聴覚障害者救援中央本部

【本部】	電話：03-3268-8847（9:00～18:00）	FAX：03-3267-3445
【岩手県】	電話：019-601-2710（月～金：10:00～16:00）	FAX：019-601-2710
【宮城県】	電話：022-293-5531（9:00～18:00）	FAX：022-293-5532
【福島県】	電話：024-522-0681（月～金：9:00～17:30、土：9:00～12:00）	FAX：024-522-0681

〔日本障害フォーラム（JDF）被災障害者総合支援本部〕

【宮城県】	電話：080-4373-6077（年中無休：9:00～18:00）	FAX：022-244-6965
【福島県】	電話：024-925-2428（年中無休：10:00～16:00）	FAX：024-925-2429

東日本大震災に伴う障害福祉サービスの提供等の取扱いについて

東日本大震災に関連し、以下のような障害福祉サービスに係る弾力的措置が行われていますので、ご参考にしてください。詳しくは各県に相談してください。

※ 各事務連絡、通知は、厚生労働省ホームページからご覧いただくことができます。

(サービスの提供について)

- 1 被災者等を受け入れたときなどに、一時的に、定員を超える場合を含め人員配置基準や施設設備基準を満たさない場合も報酬の減額等を行わないこととしています。(3月11日事務連絡、3月24日事務連絡(別添1 Q&A))
- 2 やむを得ない理由により、利用者の避難先等において、安否確認や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合は、これまでのサービスとして報酬の対象とすることができます。(4月6日事務連絡(障害保健福祉部障害福祉課分))
- 3 避難所においてホームヘルプサービスを提供した場合も報酬の対象となります。(3月11日事務連絡、3月24日事務連絡(別添1 Q&A))
- 4 利用者とともに仮設の施設や他の施設等に避難し、そこにおいてサービスを提供した場合も報酬の対象にすることができます。
※ 避難先の施設で費用がかかった場合には、避難をした事業者から避難先の事業者を支払ってください。(3月24日事務連絡(別添1 Q&A))

(利用者への対応について)

- 1 震災後に利用者の受けている支給決定の有効期間が切れていたとしても、サービスを提供できます。(3月24日事務連絡)
※ 特別措置法により、支給決定の有効期間が3月11日～8月30日までに切れる場合は、これを8月31日まで延長することとされています。
- 2 利用者が受給者証を持っていなくても、サービスを提供できます。(3月24日事務連絡)
- 3 震災等により利用者負担の支払が困難な方については、利用者負担の徴収の猶予や減免を行うことができます。(3月24日事務連絡)

(報酬の請求について)

- 1 震災等によりサービス提供記録を滅失等した場合や、サービスの提供内容を十分に把握することが困難な場合は、3月から6月分のサービス提供分について、概算による請求を行う旨を国保連に届け出ることができます。(この場合、報酬の支払はこれまでの実績により算出した額が支払われます。)(6月20日事務連絡等(障害保健福祉部企画課分))

- 2 一時的に報酬の支払いが中断した場合には、福祉医療機構による経営資金の貸付が受けられる場合があります。

※ この件に関する問い合わせ先

独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付部福祉審査課

T E L 0 1 2 0 - 3 4 3 8 - 6 2

F A X 0 3 - 3 4 3 8 - 0 5 8 3

【災害復旧資金（経営資金）の概要（第1次補正予算に計上）】

- ・ 償還期間 10年以内（据置期間2年以内）
[通常5年以内（据置期間半年以内）]
- ・ 貸付利率 5年間無利子、6・7年目 通常金利から▲0.9%、
8年目以降 通常金利から▲0.8%
[通常金利1.1%（6月9日現在）]
- ・ 無担保貸付 1,000万円まで [通常500万円まで]

（介護職員等の派遣、避難者の受入等）

- 1 各事業所等において、介護職員等が不足している場合には、国や県などの調整を受けて、別の事業所等より介護職員等の派遣を受けることができます。（3月18日事務連絡（介護職員等の派遣要望））
- 2 被災等により利用者を避難させたい場合には、国や県などの調整を受けて、受入施設を確保することができます。（3月18日事務連絡（要援護者の受入要望））

（福祉避難所について）

- 1 事業所や施設が福祉避難所の指定を受けて利用者等に対して支援を行うことも考えられます。福祉避難所は原則として10：1の職員配置とされていますが、特別基準として職員配置の上乗せを認められる場合もありますので、都道府県等と相談してください。
ただし、同一サービスにつき、障害者自立支援法による報酬と福祉避難所に係る支弁の両方を得ることはできません。（3月11日通知、3月19日福祉避難所通知、3月19日福祉避難所通知（その2））

（雇用調整助成金等について）

- 1 震災に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた雇用保険の適用事業主が、労働者の雇用を維持するために、休業等を実施し、休業に係る手当等を労働者に支払った場合、それに相当する額の一部を助成する雇用調整助成金を利用できます。
【雇用調整助成金の概要】
- ・ 中小企業は原則8割
 - ・ 上限額は1人1日当たり7,505円
- 2 震災等により、事業所が休止・廃止したために休業を余儀なくされ、賃金を受けとれない状態にある方は、実際に離職していなくても失業給付が受給できることとなっています。

事 務 連 絡
平成 23 年 6 月 21 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管課（室）
各 介護保険・障害保健福祉関係団体 御中

厚生労働省老健局振興課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

夏期の電力需給対策に伴う適切な介護・障害福祉サービス等の提供について

今般の東日本大震災の影響により、夏期の電力需給対策の一環として、企業によっては、土曜日及び日曜日（以下「土日」とする。）を出勤日として取り扱う予定としているところや、早朝または夜間に勤務時間帯をずらす予定としているところもあり、それに伴い土日や早朝、夜間の介護・障害福祉サービス、障害児施設支援（以下、「介護・障害福祉サービス等」という）の需要が増加することが予想されます。

つきましては、適切な介護・障害福祉サービス等を確保するため、下記のとおり必要なご対応をよろしくお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、管内市区町村に対し周知をお願いするとともに、土日や早朝、夜間においても必要な介護・障害福祉サービス等の提供が行えるよう、ご配慮くださいますようお願い申し上げます。

記

1 ケアプラン・サービス利用計画の変更について

居宅介護支援事業所、相談支援事業所等におかれましては、利用者のニーズを適切に把握した上で、上記の状況に伴うケアプランやサービス利用計画の変更が生じる場合には、迅速にご対応くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、家族の都合などの臨時的、一時的なもので、サービス提供の単なる曜日変更の場合には、「軽微な変更」として取り扱うことが可能です。

2 介護・障害福祉サービス等の確保について

上記に伴い、土日や早朝、夜間におけるサービスの需要が増加することが予想されるため、各サービス事業所におかれましても、ケアプラン等の変更等を踏まえ、出来る限り土日や早朝、夜間における介護・障害福祉サービス等の提供について、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

営業日及び営業時間の変更に際しては運営規程の変更及び届出が必要となりますが、必要最小限の書類とするなど、事務手続きが過度の負担とならないよう、都道府県等にあっては、ご配慮のほどよろしくお願いいたします。

なお、従業員の勤務体制等についても変更が生じることとなりますが、「運営規程の内容のうち「従業者の職種、員数及び職務の内容」については、その変更の届出は1年のうちの一定の時期に行うことで足りる」旨、平成11年4月20日の全国課長会議においても周知しているところですので、都道府県等にあっては、柔軟に取り扱われるようお願いいたします。

3 定員超過利用による減算等の取り扱いについて

通所サービス及び短期入所サービス等の需要が特に増加するものと想定されますが、今回の対応に伴い土日や早朝、夜間に利用者を受け入れる事業所においては、定員超過利用による減算措置を適用しないことが可能であるとともに、介護保険における通所サービスにおいては平均利用延人員数に含めないこととしておりますのでご留意下さい。

4 地域支え合い体制づくり事業の活用等について

各都道府県におかれましては、土日を含めた高齢者・障害（児）者の居場所づくりを目的とする事業を実施する場合には、地域支え合い体制づくり事業（介護基盤緊急整備等臨時特例基金）の活用が可能です。（※地域支え合い体制づくり事業実施要綱に定める「地域活動の拠点整備」に相当）

(参考 1)

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

第 2 の 7 通所介護

(5) 災害時等の取扱い

災害その他のやむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。また、この場合にあっては、やむを得ない理由により受け入れた利用者については、その利用者を明確に区分した上で、平均利用延人員数に含めないこととする。

(参考2)

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)

1. 第二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表(平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。)に関する事項通則

(7) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について

④ 日中活動サービスにおける定員超過利用減算の具体的取扱い

(略)

⑤ 療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練及び施設入所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い

(略)

⑥ 利用者数の算定に当たっての留意事項

④及び⑤における利用者の数の算定に当たっては、次の(一)から(三)までに該当する利用者を除くことができるものとする。

(三) 災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者

(参考3)

児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額に算定するに関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031011号)

第二 児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額に関する基準別表障害児施設給付費単位数表(平成18年厚生労働省告示第557号。以下「報酬告示」という。)に関する事項

1 3. 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について

④ 通所による指定施設支援における定員超過利用減算の具体的な取扱い

(略)

⑥ 障害児の数の算定に当たっての留意事項

④及び⑤における障害児の数に算定に当たっては、次の(一)から(二)までに該当する入所児童を除くことができるものとする。

(一) 災害やむを得ない事由により入所児童を受け入れる場合

〈自立支援法・児童福祉法等改正法施行〉

**障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直す
までの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律**

相談支援体制の充実・障害児支援の強化等 (基本的枠組み案)

- 本資料は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の改正事項のうち、平成24年4月1日に施行される相談支援体制の充実や障害児支援の強化等について、指定基準やサービス内容等の基本的な枠組み案をたたき台として広くお示しするものです。
- この基本的枠組み案は、今後、ご意見等を広くお伺いし、必要な修正を加えていく予定です。
- なお、この基本的枠組み案のうち、予算や報酬に関連する部分については、あくまでも当面の検討の方向性を示したものであり、平成24年度予算編成過程等において検討していきます。

【今後の予定】

平成23年 6月30日 基本的枠組み案の公表、意見募集開始

7月29日 意見募集締め切り

→意見募集の詳細については、「厚生労働省ホームページ→国民参加の場→パブリックコメント(意見公募)→その他のご意見の募集等」をご覧ください。

8月～9月頃 ご意見等を踏まえ基本的枠組み案に必要な修正を加えるとともに、更に詳細な内容を公表

10月目途 指定基準省令案、最低基準省令案等の提示

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

① 趣旨

公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日（予定））から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

原則として平成24年4月1日施行（予定）

- 相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
- 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成23年10月1日（予定））から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
 - 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）
- （その他）(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日（予定））から施行